



# エネルギー価格の変動に対応する 中小企業等の体質改善・CO<sub>2</sub>削減を応援します！

## 1. 受付方法等

申請受付期間	補助率	補助上限額	対象者決定方法
令和6年2月1日(木) ～予算に達するまで (受付時間 9時～17時)	1 / 2	500万円	<b>原則、先着順</b> (「3. 申請にあたっての注意事項」参照)

## 2. 対象事業

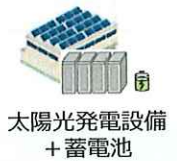
### ① 設備更新等

条件：15年以上使用している設備の**高効率設備\***への更新に限る（照明設備は対象外）



\*「高効率設備」：以下の3つのいずれかに該当する設備

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」の対象設備 (HP参照) <a href="https://sii.or.jp/shitei04r/search/">https://sii.or.jp/shitei04r/search/</a>
3	1, 2以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの



### ② 再エネ活用設備の導入・更新

条件：再エネ活用設備のうち太陽光発電は**蓄電池を併設**すること（蓄電池のみの新規設置可）

## 3. 申請にあたっての注意事項

- ・受け付けは先着順です。
- ・ただし、予算額を超えた日の申請については、抽選により対象者及び補欠者を決定します
- ・補欠者を補充するための受付を行う場合があります
- ・対象者は県内で事業を行う中小企業等です（詳細はHP参照）
- ・令和4年度募集「埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）」又は令和5年度募集「埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金（通常枠・緊急対策枠）」のいずれかを受給した方又は受給予定の方は対象外です
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません
- ・同一事業所で、「埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金」、「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金」との併用はできません

【申請先】 令和5年度CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金事務局  
(委託先) 東武トップツアーズ(株) 電話 050-6875-7560

※電子申請での受付となります。URLが決まり次第、下記HP  
でご案内します（郵送・電子メール・FAX・持参は不可）

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3021 E-mail a3030-25@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku2.html>



## 4. 対象経費

### 【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が**30万円以上の事業**が対象となります

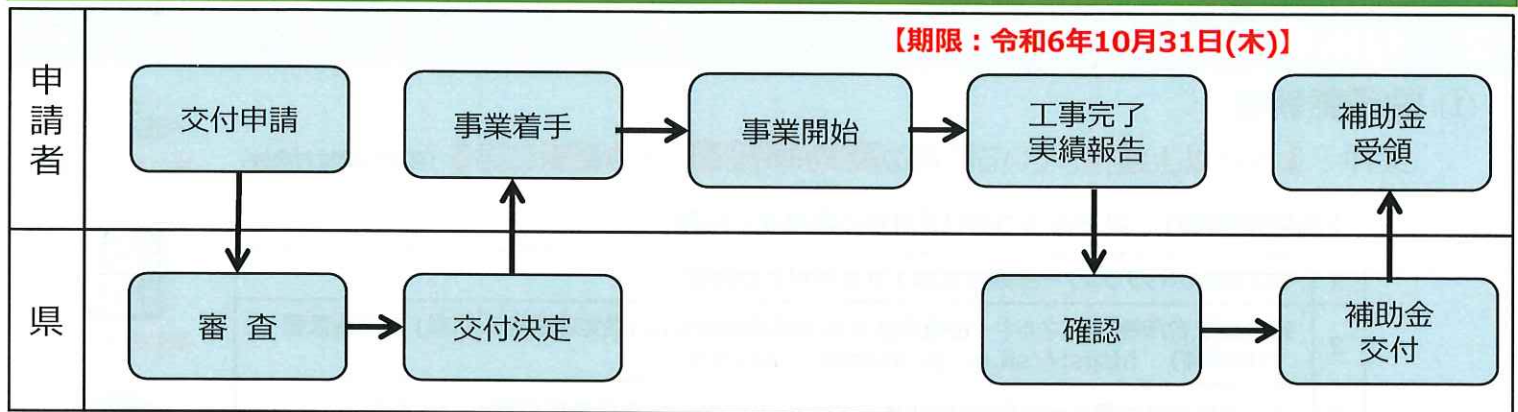
### 【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

※設備更新前後で原則、能力の増強は認められません

※既存設備の撤去に係る費用は補助対象外です

## 5. 事業フロー



## 6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和6年10月31日（木）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

## 7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください  
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

## 8. 申請書類

- 申請書
- CO2削減量算定シート
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（設備更新の場合は**高効率設備であることが確認できるもの**等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書  
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等）

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市  
埼玉県

# 原材料価格高騰 対策 支援事業

対象者：県内中小企業者等

(※主な対象者要件については、裏面を御参照ください。)

## 【支援内容】

### 専門家派遣

中小企業者等に専門家(中小企業診断士)を派遣し、原材料価格高騰に対応するための助言を行います。

※補助金を申請しない事業者でも利用可能です。

※原材料の転換・使用量削減以外の原材料価格高騰対策(業務効率化による生産性の向上等)に関しても、補助金とは異なり、利用可能です。

### 補助金

原材料の転換・使用量削減(歩留まり向上・不良率低下を含む)に関する設備投資や製品開発等に要する経費の一部を補助します。

※補助を受けるためには県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成する「支援カルテ」に基づく申請書の提出が必要です。

## 【公募期間・実施期間】

専門家派遣の利用申請期間(先着順)  
対象件数 **100件**  
令和6年 **1月22日(月)～3月29日(金)**

専門家の派遣期間 **無料**(2回まで)  
令和6年 **1月24日(水)～5月31日(金)**

補助金の申請期間  
対象件数 **100件** 程度を想定  
予算額(5億円)の範囲内で  
審査の上、交付決定  
令和6年 **2月1日(木)～3月29日(金)**

補助金の補助事業期間  
補助金交付決定日～令和7年 **2月28日(金)**

補助金の交付決定日：令和6年4月末頃

## 【補助対象経費】

原材料の転換や使用量削減に関し、県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成した「支援カルテ」に基づき実施する設備投資、製品開発、販売促進を行う際にかかる経費

○補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手(契約、発注を含む)するようにしてください。また、支払いが令和7年2月28日までに完了した経費が対象となります。

○補助を受けようとする経費について、他の補助金との併用はできません。

○同一の事業所においては、本補助金と「令和5年度 埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金(緊急対策枠)」又は「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金(令和5年度補正予算事業分)」の両方を受給することはできません。

【補助率・補助額】 補助率：補助対象経費の2分の1

補助額：下限 **25万円**～上限 **750万円**

## 【必要書類】

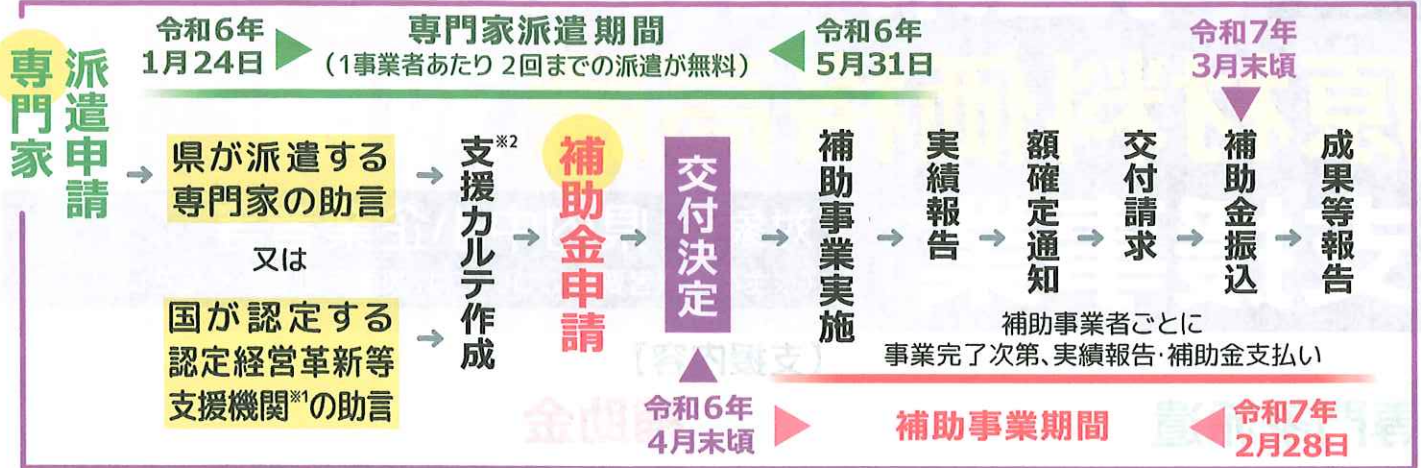
埼玉県の「第2回 原材料価格高騰対策支援事業」のサイトから、ダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/kakaku-koutou-taisaku-dainikai.html>



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 【支援事業全体の流れ】



※1『認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）』とは

認定支援機関については、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士などが国から認定されています。国のホームページから認定支援機関の検索が可能です。（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

※2『支援カルテ』とは

県が派遣する専門家又は認定支援機関が、助言内容等を記載するもの（指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です）。補助金の申請者は、この支援カルテを踏まえた上で、申請書類を作成し、補助金の申請を行います。

## 【補助対象事業・採択事例】

種類	業種	採択事例	補助対象経費
原材料の転換	製造業 (衣料品、その他のプリント)	印刷用プレス機導入による安価なインクへの転換	印刷用プレス機
	飲食サービス業(飲食店)	真空凍結乾燥機の導入によるフリーズドライ原材料への転換(長期保存食品化・廃棄率の低下)	真空凍結乾燥機 (フリーズドライ装置)
原材料の使用量削減	製造業・小売業(米菓)	揚げ油長寿命化機能を持つフライヤーの導入による油の使用量削減	フライヤー
	製造業(金属製品塗装)	粉体塗装機の導入による塗料の使用量削減	粉体塗装機ほか
	製造業(金属製品)	ハンディファイバーレーザー溶接機の導入による原材料の使用量削減	ハンディファイバーレーザー溶接機
歩留まり向上・不良率低下	建設業(内装工事)	最新式のパネルソー導入による不良率低下	木工加工機パネルソー
	製造業(金属製品)	新規の金属切断機の導入による歩留まり向上	アルミ用全自動切断機
	製造業(金属加工)	複合加工機(NC旋盤+マシニングセンタ)の導入による歩留まり向上	複合加工機ほか

※その他の採択事例については、県ホームページを御参照ください。

## 【主な対象者要件】（その他の要件については、県ホームページを御参照ください。）

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者及び主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること
- ②県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

■ お申込み・お問合せ先

原材料価格高騰対策 支援事業事務局（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21 三協ビル5F

TEL: 048-762-3040（平日9時～17時） / FAX: 048-762-3501

Mail: genzaikakaku@sai-smeca.org

■ 埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

TEL: 048-830-3903

公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により  
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。

